

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成30年11月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800168号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800096号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成5年4月1日から平成6年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年4月から平成6年9月までの標準報酬月額については、20万円から53万円とする。

平成5年4月から平成6年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年4月1日から平成7年7月1日まで

A社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額と比べて低く記録されている。数年前に同僚の調査に係る照会文書が届き、同社は社会保険料を滞納し、従業員の報酬月額を遡って減額する届出を行っていたとのことなので、調査の上、私の記録も訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち平成5年4月1日から平成6年10月1日までの期間について、A社に係るオンライン記録において、請求者の当該期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同年2月10日付けで、平成5年の定時決定の記録及び同年7月の随時改定の記録が取消され、同年4月1日に遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、請求者と同様に、平成6年2月10日付けで、平成5年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われている被保険者が4人いることが確認できる上、A社の請求期間当時の取締役は、同社は社会保険料を滞納していた旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年2月10日付けで行われた遡及減額処理は事実に即したものと考えるのが難しく、請求者について平成5年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間のうち平成5年4月1日から平成6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

一方、請求期間のうち平成6年10月1日から平成7年7月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の平成6年の定時決定は、同年8月23日に処理されており、遡って標準報酬月額の減額処理は行われていないことが確認できる。

また、A社は既に解散しており、事業主も亡くなっている上、請求者も給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の平成6年10月1日から平成7年7月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち平成6年10月1日から平成7年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。